感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日から感染症法上の位置付けが５類に移行され、これに伴い感染対策は、法律に基づき行政が様々な要請・関与を行う仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本としたものに変更された。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染力や変異の可能性は引き続き社会に対し大きな影響を与えるとともに、新たに患者を受け入れている医療機関では十分な感染対策を行うことが重要となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大に伴い、一連の感染拡大防止対策が長期化したことにより地域経済が危機的な状況に追い込まれ、国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしてきた。今後も引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、回復基調にある経済の底上げや疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　感染拡大防止等について

(1)　感染拡大防止や医療提供体制の確保等のため、地域の実情に応じて地方自治体が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を講じること。

(2)　国民が自主的な判断により適切な対策を講じることができるよう、様々な場面において注意すべき感染対策や行動について、分かりやすく丁寧に周知すること。

(3)　新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に万全の措置を講じること。

(4)　ワクチン接種について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、接種体制の確保に要する経費に対しては国負担により確実な財政措置を講じること。

また、令和６年度以降のワクチン接種については、希望する国民に混乱なく接種できるよう、予防接種法上の位置付けや接種時期、接種対象者等の具体的な方針を早期に示すとともに、必要な財政措置を講じること。

(5)　ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。

(6)　特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。

２　医療提供体制等の強化について

(1)　新たに新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対して、感染対策に必要な設備整備等への支援を行うとともに、医療体制の見直しについて医療機関や地方自治体への周知を徹底すること。

(2)　新型コロナウイルス感染症の影響により医業収支が悪化している医療機関については、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

(3)　新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において十分に調査・分析を行い、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。

(4)　今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

３　経済対策等について

(1)　地域経済の本格的な再生を図るため、当面の物価高騰対策に加え、企業収益力の向上、職業能力の再開発、持続的な賃上げ、非正規雇用の正規化など、投資・雇用・所得のあらゆる面で強力な対策を講じること。

(2)　感染症対策や経済対策等を目的とした地方に対する交付金については、感染状況や経済状況等に対応して地方自治体が必要とする額を十分に確保するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。

(3)　コロナ禍で厳しい状況が続いていた観光の本格的な復興のため、地方の観光を活性化し地方創生につなげていくための必要かつ十分な財源を確保すること。